

## 科学研究費補助金購入機器備品等の所属研究機関変更に関する申し合わせ

### (目的)

第1条 この申し合わせは、2005年度版科研費ハンドブック（研究機関用）（平成17年9月 文部科学省研究振興局、独立行政法人日本学術振興会）に基づくものである。ここでは、科学研究費補助金（文部科学省、日本学術振興会、厚生労働省）（以下「科研費」とする。）で科研費受領者が購入し、当該科研費受領者が寄付した設備、機器備品または図書の所属研究機関の変更に関する事項を定める。

### (申請)

第2条 科研費受領者が科研費で購入の後、本学に寄付した設備、機器備品または図書（以下「当該機器備品等」という。）について、当該機器備品等を購入した科研費受領者（以下「購入者」とする。）が、本学より他の研究機関に転出し、かつ、当該機器備品等を転出後の研究機関（以下「転出機関」という。）に移動するために当該機器備品等の返還を希望する場合は、様式1の「科学研究費補助金による購入機器備品等に関する返還願」（以下「返還願」とする。）を、所属長を経て大学教育研究開発センター長（以下「センター長」とする。）に提出する。

### (手続き)

第3条 センター長は前条の返還願の提出を受けた場合、遅滞なく、大学教育研究開発センター会議を経て役職者会議に報告する。

第4条 センター長は前条の報告の後、当該機器備品等の除却手続きを行う。

2 前項の手続きが終了したことを確認した後、センター長は購入者に返還した旨を通知し、転出機関に当該機器備品等を送付する。当該機器備品等送付にともなう全ての費用は、転出機関あるいは購入者が負担する。

### (事務)

第5条 この申し合わせに関する事務は大学教育研究開発センターが所管する。

### (改廃)

第6条 この申し合わせの改廃は、大学教育研究開発センター会議、役職者会議、教授会の議を経て、学長が決定する。

### 附則

1 この申し合わせは、平成26年10月1日から施行する。